## 第26号議案

豊川市職員の育児休業等に関する条例及び豊川市職員の勤務時間、休暇 等に関する条例の一部改正について

豊川市職員の育児休業等に関する条例及び豊川市職員の勤務時間、休暇等に 関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年2月23日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市職員の育児休業等に関する条例及び豊川市職員の勤務時間、休暇 等に関する条例の一部を改正する条例

(豊川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 豊川市職員の育児休業等に関する条例(平成4年豊川市条例第11 号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号ア(イ)を次のように改める。

(4) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。 以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において 「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新さ れる場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き 採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第5号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳 到達日(」を「子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到 達日」という。)(」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職

員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉 法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下 げ、第1号の次に次の1号を加える。 (2) 育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第24条第2項中「養育」を「保育」に、「を承認されている」を「又は 勤務時間条例第14条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務 しない」に、「の時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条第3項中「を承認されている場合」を「又は育児休業、介 護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律 第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規 定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。) の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当 該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

(豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年豊川市条例第 12号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「子を」を「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を」に改め、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者(以下「」及び「」という。)」を削り、「子」を「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法

第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童 その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条 において同じ。)」に、「要介護者の」を「第14条第1項に規定する要介 護者の」に改める。

第8条の4第4項中「第1項及び前項の規定は、」を「前3項の規定は、第14条第1項に規定する」に、「とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、」を「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び」に、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替える」を「第14条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替える」に改める。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第14条第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。)」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

## (介護時間)

第14条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を 超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間については、豊川市職員給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間 当たりの給与額を減額する。

第15条(見出しを含む。)中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第2条の規定による改正前の豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施 行の日において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算 して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第2条の規定による改 正後の豊川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条第1項に規定す る指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から 当該職員の申出に基づくこの条例の施行の日以後の日(初日から起算して6 月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

-----

## 理 由

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、介護時間の創設、介護休暇の分割等の措置を講ずるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。